平成２５年（フ）第７３号
長崎県佐世保市桜木町10番12号
債務者　柿本　秀和
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　亮
4　破産債権の届出期間　平成25年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
川崎市川崎区宮前町12番14―803号　シャンボール川崎、前住所川崎市川崎区宮前町12番14―805号　シャンボール川崎
債務者　大塚　一美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　正彦
4　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７５５号
横浜市旭区中沢３丁目46番４号
債務者　一色　延和
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野千彩子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５６号
横浜市旭区中沢３丁目46番４号
債務者　一色　冷子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野千彩子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７４号
東京都武蔵村山市伊奈平２丁目27番地の４
債務者　木村　典子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真野　文惠
4　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
北海道紋別郡遠軽町西町２丁目７番地７、住民票上の住所北海道紋別郡遠軽町西町２丁目７番地21
債務者　片川　智浩
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
香川県善通寺市金蔵寺町1229番地14
債務者　朝山　英一
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４２９号
兵庫県三木市別所町小林９番地の６
債務者　井本　　洋
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３１号
兵庫県三木市別所町小林９番地の６、従前の住所神戸市西区二ツ屋１丁目32番13―Ｂ102号
債務者　井本　木工
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６４号
広島市安佐南区伴北７丁目48番17号
債務者　保村　　晃
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　俊哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４５号
函館市港町３丁目11番28号
債務者　畠山　奉治
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９１号
奈良県北葛城郡広陵町大字百済1943番地２
債務者　松井リヨ子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
岐阜県不破郡垂井町94番地の１　ハートブリッジ内、住民票上の住所埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目20番２―603号　古橋充敏方
債務者　古橋　輝昭
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
群馬県前橋市嶺町444番地
債務者　池田　好幸
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６７号
群馬県前橋市小屋原町985番地３
債務者　杉田　敏治
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１３号
埼玉県越谷市大字袋山1513番地１　サミーコート越谷406、旧住所埼玉県越谷市弥栄町３丁目52番地69
債務者　渡邊　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係